

## 上田市誕生20周年記念事業 冠事業実施要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、上田市誕生20周年の記念の年を迎えるに当たり、市（実行委員会等を含む。）及び市民団体が実施する事業の名称に記念事業の冠を付して実施する事業（以下「冠事業」という。）の取扱いに関して、必要な事項を定める。

### (対象事業)

第2条 冠事業は、令和7年8月1日から令和8年7月31日までの間に実施される事業で、次のいずれかに該当する事業とする。

- (1) 上田市誕生20周年を市民とともに祝うことができる事業
- (2) 歴史や文化、自然、産業など市の魅力の再発見につながり、郷土への愛着心や誇りを高めることができる事業
- (3) 上田市を県内外にPRでき、イメージアップを図ることができる事業
- (4) 魅力ある将来のまちづくり実現のための課題やテーマを考える機会となる事業
- (5) その他20周年記念事業にふさわしい事業

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は対象外とする。

- (1) 法令又は公序良俗に反する事業
- (2) 政治・思想又は宗教活動を目的とする事業
- (3) 営利又は売名を目的とする事業
- (4) 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者が関与する事業
- (5) その他市長が適当でないと認める事業

### (冠の名称)

第3条 冠の名称は、「上田市誕生20周年記念」及び「上田市誕生20周年記念事業」とする。

### (事業の申請等)

第4条 冠事業を実施しようとする者（以下「申請者」という。）は、上田市誕生20周年記念事業 冠使用申請書（様式第1号）を政策企画課に提出するものとする。

### (事業の認定等)

第5条 政策企画課は、前条の規定による申請があった事業について内容を審査し、認定の是非を決定し、上田市誕生20周年記念 冠事業認定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

### (事業中止等の届出)

第6条 前条の規定による認定を受けた者が事業の中止又は事業内容等の変更をする場合は、

速やかに上田市誕生20周年記念事業 冠使用計画変更（中止）承認申請書（様式第3号）を政策企画課に届出なければならない。

（認定の取消）

第7条 第5条の規定により認定した事業が、第2条第1項の規定に該当しないことが判明した場合は、認定を取り消すものとする。

2 前項の規定により認定が取り消されたことにより損害が生じても、市はその損害を賠償する責めを負わない。

（実績報告）

第8条 申請者は、冠事業終了後30日以内に上田市誕生20周年記念 冠事業実績報告書（様式第4号）を政策企画課に提出するものとする。

（その他）

第6条 この要領に定めるもののほか、冠事業の実施に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は令和6年10月24日から施行する。